

第3節 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が生まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約380種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域は、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の観点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあると同時に学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成19年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

- ・ツルは、国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。
- ・ウミガメは、春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。
- ・野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

1 野生鳥獣保護

(1) 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び狩猟の取り締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護員を、県下に102人設置しています。

(2) 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで139箇所、面積73,432haの鳥獣保護区を指定しています。

なお、平成19年3月末現在の指定状況は、表2-14のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表2-15のとおり必要な標識を設置しています。

表2-14 鳥獣保護区指定状況

(平成19年3月末日現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,323) 4,789	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,323) 4,789
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 63	(1,366) 60,858	(3) 63	(1,366) 60,858
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 68	(-) 5,227	(-) 68	(-) 5,227
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(-) 3	(-) 1,203	(1) 4	(103) 1,523
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,501) 5,972	(3) 135	(1,366) 67,460	(7) 139	(2,867) 73,432

※ () は特別保護地区で内数

表2-15 保護施設整備状況

年度 区分	H14	H15	H16	H17	H18
制 札	66本	29本	60本	69本	77本
案 内 板	8基	1基	2基	1基	2基
補助表示板	8枚	4枚	15枚	26枚	-

(3) 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区で、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成19年3月末日現在で9カ所、9,445haの休猟区が設定されています。

(4) 銃猟禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、銃猟禁止区域に設定しています。平成19年3月末日現在で94カ所41,833haの銃猟禁止区域が設定されています。

(5) 野生鳥獣の保護・管理等

① 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う

以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合、または、メジロ、ホオジロについて愛がん飼養として市町村長の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表2-16のとおりです。

② 生息状況調査

ア キジ・ヤマドリの出会数調査

キジ・ヤマドリの出会数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表2-17のとおりです。

イ ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表2-18のとおりです。

③ 傷病鳥獣の保護

社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成18年度に保護した鳥獣は、表2-19のとおりです。

④ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表2-20のとおりです。

⑤ 特定鳥獣保護管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ることとしています。

表2-16 鳥獣飼養登録状況

区分	年度	H14	H15	H16	H17	H18
鳥類		1,612羽	1,385羽	1,322羽	1,128羽	1,200羽
獣類		98頭	153頭	151頭	247頭	250頭
計		1,710	1,538	1,473	1,375	1,450

表2-17 キジ・ヤマドリ出会数調査

区分	年度	H14	H15	H16	H17	H18
聴取人数		1,633人	1,757人	1,671人	1,916人	1,557人
キジ		718羽	756羽	779羽	612羽	664羽
ヤマドリ		71羽	88羽	171羽	91羽	94羽

表2-18 ガン・カモ科鳥類生息調査

区 分	年 度				
	H14	H15	H16	H17	H18
調 査 面 積	4,023.5ha	4,023.5ha	4,136.8ha	4,152.2ha	4,129.7ha
調 査 人 員	97人	100人	103人	94人	92人
ガ ン 類	1羽	50羽	13羽	26羽	5羽
カ モ 類	23,828羽	21,224羽	16,344羽	30,847羽	34,534羽
ハクチョウ類	2羽	0羽	0羽	0羽	2羽

表2-19 保護した鳥獣の実績（平成18年度）

種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数
ドバト	27	ヒヨドリ	10	アオバズク	4
キジバト	26	タヌキ	10	カワセミ	4
トビ	26	アカショウビン	7	サシバ	4
スズメ	18	コウモリ	7	ツグミ	4
ノウサギ	16	カラス	6	メジロ	4
ツバメ	13	フクロウ	6	イカル	3
ムクドリ	13	アオサギ	5	カワラヒワ	3
シロハラ	10	シカ	5	コジュケイ	3
		その他（60種）	88	合 計	322

表2-20 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

区 分		年 度				
		H14	H15	H16	H17	H18
鳥 類 (羽)	カモ類	180	198	141	196	95
	キジバト	93	32	84	54	24
	カラス類	12,430	9,519	7,808	8,404	8,724
	スズメ類	5,668	7,428	5,042	2,887	784
	ヒヨドリ	5,154	575	3,562	1,193	528
	カワラバト	2,631	1,844	1,994	462	1,184
	その他	304	78	322	231	195
	合 計	26,460	19,674	18,953	13,429	11,534
獣 類 (頭・羽)	イノシシ	2,628	3,330	3,618	3,481	3,795
	タヌキ	716	1,003	1,129	1,326	1,254
	ノウサギ	848	620	505	223	343
	ニホンザル	663	643	946	680	808
	ニホンジカ	994	1,014	1,044	1,120	1,462
	マングース	421	140	0	0	0
	アナグマ	22	32	105	64	99
	その他	0	0	0	0	50
合 計	6,292	6,722	7,347	6,894	7,811	

2 ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成18年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

- ① 啓発事業
ポスター，小冊子の作成，広報誌等による周知等
- ② 保護監視事業

- ・市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（19市町村，監視員延べ2,070人）
- ・関係警察署によるパトロール

① 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催

県，関係市町村，警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催

（表2-21）

表2-21 ウミガメの上陸状況

区 分 \ 年 度	H14	H15	H16	H17	H18
上陸確認市町村数	34	34	31	33	31
上陸確認頭数(延べ)	4,786(120)	5,334(117)	7,362(233)	5,711(175)	3,552(170)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

3 ツル保護

出水地域には毎年，約1万羽のツル（ナベヅルとマナヅル等）が渡来しており，そのほとんどが荒崎地区に集中して生息しているため，伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方，地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じています。このため，国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において，生息環境の改善・整備等を行い，ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成8年度から開始しました。平成18年度の事業内容は次のとおりです。

① 農地の借上げ

ツルの渡来期間中，東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ，ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ヘクタール）

② ネグラの整備

借り上げた農地の中に，ネグラを1箇所設置しました。（約1ヘクタール）

③ 目かくし網等の設置

借り上げ地については，車等の光を遮断するため，目かくし網を設置し，借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため，赤銀テープの設置を行いました。

④ 給餌事業

休遊地において，広く粗く給餌を実施しました。

⑤ 環境等調査

出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

4 マングース対策

奄美大島におけるマングースは，1979年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約30頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し，環境省の調査（平成8～11年度）では5千～1万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から，平成12年度から5か年計画でマングースの防除事業を実施し，生息数は当初の1/3程度まで減少したものの，同時に分布域の拡大や捕獲効率の低下が生じているとしており，その完全な排除には至っていないところです。このため，環境省は平成17年6月から外来生物法のもとで，大幅に事業費を増額し，平成26年度の完全

排除を目指した防除が実施されているところです。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表2-22のとおりです。

表2-22 マングース捕獲実績

区分 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18
マングース防除事業	1,867頭	2,485頭	2,524頭	2,591頭	2,723頭
有害鳥獣駆除事業	327頭	80頭	—	—	—
計	2,194頭	2,565頭	2,524頭	2,591頭	2,723頭

5 野生生物保護思想の普及啓発

(1) 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。また、幼少期における教育課程での愛鳥思想の養成は重要です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品を生命と環境の学習館び仙巖園に5月31日まで展示し、県民への普及啓発を図りました。平成18年度の応募者は表2-23のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を指定（指定期間3カ年）しました。

表2-23 愛鳥週間作品コンクール（平成18年度）

学 校 別	ポスター	応募学校数
小 学 校	1,908	44
中 学 校	165	11
高 等 学 校	94	7
盲・聾・養護学校	6	1
計	2,173	63

(2) ウミガメ保護啓発活動

ポスター（700部）、小冊子（2,000部）、テレビ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村広報誌等による周知徹底を図りました。

6 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成19年3月現在で41種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

7 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているルリカケス、オオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、奄美野生生物保護センターが平成12年4月にオープンし、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、第8次鳥獣保護事業計画（平成9年4月1日から平成14年3月31日まで）に基づき、奄美市の金作原地区、らんかん公園、おがみ山公園、笠利町の蒲生崎地区、住用村の金川岳地区を県の鳥獣保護区に設定しました。

8 野生生物の生息・生育環境の確保 多自然川づくり

平成9年12月の河川法の改正に伴い、新たに「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたのを受けて、本県においても「リバーフロント整備事業」「地方特定砂防環境整備事業」等の事業で、魚類の生息・生育環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。（資料編10-（4））

一方、「河川整備計画」の策定にあたっては、動植物の生息に必要な当該河川の維持流量を確保するなど生物の生息・生育環境の保全に努めています。